

令和8年度県政広報テレビ番組（レギュラーパン組）の制作及び放送業務公募実施要領

1 趣旨

テレビ番組の制作及び放送を通じて、県政に関する情報をより多くの県民に対してコンパクトに分かりやすく伝えることを目的とします。

2 概要

- (1) 業務名 令和8年度県政広報テレビ番組（レギュラーパン組）の制作及び放送業務
- (2) 業務期間 契約締結日～令和9年3月31日
- (3) 契約限度額 12,080,000円（消費税及び地方消費税1,098,181円を含む。）
- (4) 業務の内容 令和8年度県政広報テレビ番組（レギュラーパン組）の制作及び放送業務
仕様書(資料1)のとおり

3 事務を担当する部署

- (1) 名称
香川県知事公室広聴広報課（広報グループ）
- (2) 所在地
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号（県庁本館9階）
- (3) 連絡先
電話：087-832-3023（直通） FAX：087-862-4514
E-mail：kocho@pref.kagawa.lg.jp

4 応募資格

本業務を適確に遂行するに足りる能力を有する者で、次の各号のすべてに該当する者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、本業務の対象者としないものとします。

- (1) 県内に本店又は営業所、活動拠点を有する法人
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとします。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 香川県税に滞納のない者
- (6) 技術及び設備を有し、過去5年以内に本業務と同種の業務を受託した実績を有する者

5 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

応募申込書（様式1）及び応募資格要件に適合することを証明する書類（以下、「応募申込書等」という。）を提出してください。

(1) 提出先及び提出方法

上記3の場所まで持参又は郵送（期間内必着）

(2) 受付期間

令和7年12月17日（水）から令和7年12月26日（金）まで

（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く8:30～17:15まで）

(3) その他

応募申込書等を提出した者全員に対し、1月6日（火）までに確認結果を書面で通知します。

応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

6 質問の受付

説明会は開催しません。

実施要領等、企画提案に関する質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 受付場所

上記3と同じ

(2) 受付期間

令和7年12月17日（水）から令和7年12月26日（金）まで

（休日を除く8:30～17:15まで）

(3) 提出方法

質問書（様式4）を使用して、直接持参するか、FAX又は電子メールで提出してください。

なお、電子メールの場合は、件名を「令和8年度県政広報テレビ番組（レギュラーパン組）の制作及び放送業務に関する質問」としてください。

(4) 回答方法

1月6日（火）に応募資格要件に適合する者全員に書面で回答します。

(5) その他

企画提案後は、実施要領等に関して不知又は不明であることを理由として異議を申し立てることはできません。

7 企画提案書及び見積書の提出

企画提案書は、令和8年度県政広報テレビ番組（レギュラーパン組）の制作及び放送業務企画提案書作成要領（資料2-1）を参照の上、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式2） 10部 ※作成要領（資料2-1）を参照

1事業者につき1案とします。

② 見積書（様式3） 1部

見積金額は消費税及び地方消費税を含めて記載してください。

(2) 提出先及び提出方法

上記3の場所まで持参又は郵送(期間内必着)

(3) 受付期間

令和8年1月6日(火)から令和8年1月20日(火)まで

(休日を除く 8:30～17:15まで)

(4) その他

期間内に提出がなかった場合は、辞退したものとみなします。

8 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

9 審査及び選定

(1) 選定方法

県に設置する選定委員会において、企画提案内容と見積金額を審査基準（資料3）に従って審査の上、契約候補者を選定します。審査は、書面による第一次審査とプレゼンテーション及び提案書等の評価による第二次審査とします。

(2) 第一次審査

書面により応募資格要件を満たしているかの審査を行い、応募資格要件を満たしている事業者全てを第一次審査通過とします。

(3) 第二次審査

第一次審査を通過した事業者にプレゼンテーションを行っていただき、内容審査を行います。

① 日時及び場所

令和8年1月下旬から2月上旬を予定。

日時及び場所については、第一次審査を通過した事業者に後日通知します。

② プrezentationの方法

事業者ごとに、提案内容について15分以内で説明をしていただき、説明終了後に選定委員が質問を行います。1事業者当たりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて、合計25分以内とします。

(4) 決定

第二次審査の結果に基づき、契約候補者（1者）を決定します。

(5) 審査結果の通知

第一次審査及び第二次審査の当落結果と契約候補者名は、応募者全員に書面で通知します。審査結果についての異議申立ては一切受け付けません。また、選定に至った経過、理由等の公表は行いません。

10 契約

県は、契約予定者から提出された提案書を参考に協議を行い、契約を締結します。

契約書には、採用した提案内容を明記した仕様書を添付します。

協議が整わない場合又は上記4の応募資格を満たさなくなった場合のほか、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の提案を行った事業者と協議の上、契約を締結することがあります。

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は支給しません。
- (2) 採否にかかわらず、提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類について受領後の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、本企画提案以外の目的で応募者に無断で使用することはありません。
- (5) 業務については広聴広報課と常に協議をしながら進めるものとし、当初の提案から変更が生じることをあらかじめ了承し、柔軟な対応をとることとします。

令和 8 年度県政広報テレビ番組（レギュラーパート）の制作及び放送業務 企画提案書作成要領

令和 8 年度県政広報テレビ番組（レギュラーパート）の制作及び放送業務の企画提案書は、令和 8 年度県政広報テレビ番組（レギュラーパート）の制作及び放送業務公募実施要領を 確認の上、次の要領により作成し、必要な書類を提出してください。

1 提案書の記入

各項目について、仕様書の趣旨に沿って提案すること。

（1）番組名

番組のタイトルとそのタイトルにした理由・意図を記載すること。

（2）コンセプト

（3）基本構成

番組 1 回当たりの開始から終了までの構成及び時間配分等を記載すること。

また、別紙に示すテーマで作成すること。（任意様式）

（4）制作

①体制 業務実施体制等について任意様式で資料添付すること。

②制作担当 番組制作の中心となる者（ディレクターなど）の氏名及びその所属または職名等を記入すること。

また、これまでの実績やプロフィール等を任意様式で資料添付すること。

③出演者 氏名及びその所属または職名等を記入すること。

別にナレーター等がある場合は、その旨記入して氏名等を併記すること。

また、アニメキャラクター等を使用する場合は、その旨記入して声優の氏名等を併記すること。

④制作本数 本放送の回数と同数とする。

⑤業務工程 初回打ち合わせから放送日までの日程及び内容等を記載し、ナレーション、字幕スーパー程度の簡易な修正が可能な期日も明記すること。

また、緊急性のあるテーマに対し、どのような対応が可能か記載すること。

（5）放送

他の番組の 1 コーナーとしての提案は認めません。

放送局が複数ある場合は、枠を追加して記載してください。

①放送局名、放送曜日及び時間帯

「毎週○曜日○時○分から・本編○分○秒」のように記載し、24 時間表記とする。また、再放送がある場合は、カッコ書きで併記すること。

②参考事項 ①で記載した放送曜日及び時間帯の令和6年12月1日～令和7年11月30日における年間平均視聴率（世帯視聴率の下に個人視聴率をカッコ書きで記載。）を記載し、再放送がある場合はカッコ書きで併記すること。

ただし、全国ネットの特別番組など、特殊要因は除くこと。

なお、前後の番組についても同様に記載し、直近の番組表にある番組名も記載すること。

③その他 番組の放送について、その他の提案がある場合に記載する。

該当欄に□または■などのチェックを入れ、内容等が分かるように記載すること。

(6) 広報

番組視聴率向上のための広報活動について記載する。

該当欄に□または■などのチェックを入れ、時間や期間、回数、場所などが分かるように記載すること。

番宣CMは、放送時間帯の内訳を記載すること。

(7) 番組に対する意見・感想

番組に対する意見や感想などを適切にフィードバックする仕組みについて、内容、回数、頻度などが分かるように記載すること。

(8) その他

番組の二次利用について記載する。

該当欄に□または■などのチェックを入れ、内容等が分かるように記載すること。

番組の二次利用の期間は、放送終了後1箇月以上とし、重要施策等をテーマとするものについては、1年以上の期間で、利用可能な期間が分かるように記載すること。

ただし、県ホームページなど番組PR用の静止画データの公開（契約期間中）は必須とする。

また、YouTube用サムネイル画像についてサンプルがあれば記載すること。

2 用紙

原則A4判両面使用とし、縦置き(左上とじ)とすること。

3 その他

様式に書ききれない場合は、適宜、枠を広げて使用し、2枚以上となる場合は、ページ下部中央にページ番号を記載すること。

また、資料添付は可とするが、概要を様式中の該当項目に記載すること。

別紙

県政広報テレビ番組（レギュラーフレーム）企画提案に係る番組テーマについて

1 概要

県政広報テレビ番組（レギュラーフレーム）で扱う、重要施策等の県政情報やイベント情報について、県民への理解促進を目的に、県民に周知するテレビ番組を制作する。

2 番組テーマ等

以下の2つのテーマを1回の放送の中で取り上げること。

テーマ1 「令和8年度「さぬきの夢」うどん技能グランプリの出品者募集」

(1) 目的 香川県で讃岐うどんのために独自に開発したオリジナル品種の小麦「さぬきの夢」

その魅力を発信するために「さぬきの夢」を使用した『うどん技能グランプリ』を実施しており、令和7年度の受賞者紹介を取り入れながら、令和8年度「さぬきの夢」うどん技能グランプリの出品者募集を呼びかける。

(2) 取材先 香川県農政水産部 農業生産流通課
農産物ブランド推進グループ
TEL：087-832-3417
FAX：087-837-2481

テーマ2 「サンポート高松周辺プロムナード Sunday フェスティバル」

(1) 目的 新たに整備されたサンポート高松地区プロムナードを活用し、「あなぶきアリーナ香川」をはじめサンポート地区に訪れる県内外の観光客や県民を対象に、県産品の魅力発信を定期的に実施することにより、その認知度向上や販売拡大に加え賑わい創出を図る「サンポート高松周辺プロムナード Sunday フェスティバル」のPRを目的とする。

(2) 取材先 香川県交流推進部 県産品振興課
食事業・情報発信グループ
TEL：087-832-3383
FAX：087-806-0237

資料3

審査基準

1 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件に選定する。ただし、各選定委員の採点順位により支持された結果と一致しない場合または得点合計が最も高い者が複数の場合は、選定委員の協議により選定する。

2 下限の点数

下限の点数として、各選定委員の合計得点の平均 60 点を設定する。この点数を満たす企画提案がないときは、採用者なしとする。

3 審査方法

企画提案内容と見積金額に基づき、県に設置された選定委員会において書類選考及びプレゼンテーションを実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

(1) 第一次審査

書面による審査を行い、応募資格要件を満たしているかの審査を行い、応募資格要件を満たしている事業者全てを第一次審査通過とする。

(2) 第二次審査

評価は、下記の企画提案評価表に基づき評価し、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。ただし、各評価項目において最高及び最低の評価を行った委員の採点はそれぞれ 1 件を限度として除くものとする。

[企画提案評価表]

評価項目	評価するポイント	配点
企画	<ul style="list-style-type: none">・番組名（タイトル）が適切か。・理解しやすい内容・構成となっているか。	20
制作	<ul style="list-style-type: none">・業務を迅速かつ適切に遂行できる体制を有しているか。・出演者が適切か。・業務工程が明確であり、実行可能であるか。・緊急性のあるテーマに対し、機動的な対応が可能か。	25
放送	<ul style="list-style-type: none">・広報効果の高い時間枠となっているか。・放送時間が適切か。・放送回数（制作本数）が適切か。	25
広報	<ul style="list-style-type: none">・県民を惹きつけるような工夫がされているか。・番組の認知度を高める工夫がされているか。	10
番組に対する意見・感想	<ul style="list-style-type: none">・番組に対する意見や感想を県に適切にフィードバックする仕組みが示されているか。	5

他の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・二次利用の汎用性に富んでいるか。 ・その他提案内容に、新しい提案など特に評価すべき内容があるか。 	10
経費	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対して、妥当な経費が示されているか。 	5
	合計	100